

憲法 [出題趣旨]

1.

本問は、国家公務員法による争議行為の禁止とそれに対する刑事罰の合憲性を問うことにより、公務員の人権制限、労働基本権の内容と性格、公務員の労働基本権を制限することができる理由、そしてそれらに対する最高裁判例などの知識を受験生が持ち合わせているか、そしてその知識を活用して論理的な文章を作成することができるかを試そうとするものです。

公務員の労働基本権の制限を語る際には、少なくとも、(a)非現業国家公務員、(b)非現業地方公務員、(c)現業国家公務員の3つを区別する必要があります。本問の国家公務員法において規律される公務員は(a)に該当します。ここでは、全司法仙台事件最大判昭44.4.2刑集23巻5号685頁から全農林警職法事件最大判昭48.4.25刑集27巻4号547頁(憲法百選ⅡNo.153)へと判例変更がなされたことが、頭のなかに入っていなければいけません。全司法仙台事件最高裁判決の論理は、(b)についての都教組事件最大判昭44.4.2刑集23巻5号305頁(憲法百選ⅡNo.152,214)に類似しています。したがって、都教組事件最高裁判決の論理も本問解答に際して参考になります。

公務員の争議行為の禁止が憲法に違反しないかという問題は、公務員の人権、そして労働基本権の制限という2つのテーマにかかわるものであり、学説と最高裁判例との間で大きな意見の対立がみられました。最高裁判例の考え方も1970年ころを境にして変化しています。これらについては、法学部における憲法の授業や、そこで用いられるテキスト類において、必ず扱われているはずですが、かねてより、公務員制度改革は政府の課題となっており、労働基本権制限の扱いもひとつの焦点になっています。受験者の皆さんは、国家公務員の給与引き下げとの関係で、人事院の存在に言及する報道に接したこともあるでしょう。

2.

労働基本権(憲法28条)は、団結権、団体交渉権、団体行動権(争議権)の3つからなります。労働基本権の法的性格は、さらに3つの側面から説明されるのが通例です。すなわち、①刑事免責(「国家[刑事罰]からの自由」)、②民事免責(「労働基本権は私人間において直接妥当する」と言われる)、そして、③国家が労働基本権を確保する義務(「社会権的側面」)の3つです。本問の場合は、争議権の行使にかかわるものです。そして、国家公務員法110条1項17号が刑事罰ですので、少なくとも①の側面について、国家公務員の労働基本権が制限されていると指摘することができます。

3.

公務員の人権制限について、かつての特別権力関係論によって説明しようとする立場、あるいは、公務員が「全体の奉仕者」であるということ(憲法15条2項参照)を理由にただちに合憲とする立場は、現在の学説や最高裁判例では採用されていません。

学説では、「憲法が公務員関係の存在と自律性を憲法秩序の構成要素として認めていること」から公務員の人権制限が認められるとする説(例えば芦部信喜[高橋和之補訂]『憲法第5版』p.108)が有力ですが、この説も、公務員の人権制限についての一般論を述べているだけであり、個々具体の人権制限については、どのような人権がどのように制限されているのか、その制限の理由として公務員特有のものがあるのかなどを、具体的に論じないといけません。この立場に立つ場合は、争議行為の禁止については、争議行為により公務が実際に停滞するのを防ぐことが禁止の目的となり、この目的からみて禁止(一律禁止)が許容されるか、公務員の職務に応じて具体的に考察するべきではないか、制裁は必要最小限度にすべきではないか、と論じていくことになります。都教組事件最高裁判決と全司法事件最高裁判決という2判決が採用した「二重のしぼり」論には、そのような思考が含まれています。もちろん、違憲とする立場としては「二重のしぼり」をとらないといけないというわけではありません。もっとさまざまな立論があってもよいでしょう。

合憲とする立場からは、全農林警職法事件最高裁判決の論理にぜひふれてほしいところです。この判決は、公務員の地位の特殊性と職務の公共性を指摘しつつ、公務員の職務の具体的な差異とは無関係に争議行為一

律禁止の合憲性を説明する論拠を提示しています。それが、議会制民主主義を前提にした勤務条件法定主義です。代償措置としての人事院の存在にも言及しています。

4.

結論は違憲でも合憲でもどちらでもかまいません。結論がどちらかであるかによって点数が左右されるものではありません。違憲とする場合は合憲とする最高裁判例の存在を意識していることが、そして、合憲とする場合は学説から違憲とする見解が有力に主張されてきたことを意識していることが、答案の質を高めるポイントになります。

また、本問は、単に知っている学説や最高裁判例を紹介することを求めているではありません。自らの法的主張として起承転結のある論理的な文章を書く能力があるのかも試されています。

以上